

○医療用具の効能の範囲について

資料 5

昭和47年2月2日 薬監第28号
各都道府県衛生主管部(局)長あて 厚生省薬務局監視課長通知

標記について、別添Ⅰのとおり愛知県衛生部長より照会があり、これに対し別添Ⅱのとおり回答したので参考までに通知する。

(別添Ⅰ)

昭和47年1月18日 47薬号外
愛知県衛生部長照会 厚生省薬務局監視課長宛

このことについて、薬事行政上必要が生じたので「バイブレーター(アンマ代用器)」、「指圧代用器」、「温灸器」および「温熱効果」としての製造の承認を受けている医療用具の効能の範囲はおおむね下記の範囲と思科されますが念のため貴見をご教示ください。

記

1. 「バイブレーター(アンマ代用器)」および「指圧代用器」について

- (1) 疲労回復。
- (2) 血行をよくする。
- (3) 筋肉の疲れをとる。
- (4) 筋肉のこりをほぐす。
- (5) 神経痛、筋肉痛の痛みの緩解。

2. 「温灸器」および「温熱効果」について

- (1) 疲労回復。
- (2) 血行をよくする。
- (3) 筋肉の疲れをとる。
- (4) 筋肉のこりをほぐす。
- (5) 神経痛、筋肉痛の痛みの緩解。
- (6) 胃腸の働きを活発にする。

(別添Ⅱ)

昭和47年2月2日 薬監第27号
厚生省薬務局監視課長回答 愛知県衛生

部長宛

昭和47年1月13日47薬号外をもって照会のあった標記については、貴見のとおりと解する。